

「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（案）」についての意見

（特定非営利活動団体）日本有機農業研究会
理事長 魚住 道郎

1 2030年KPI目標について

(1) 2030年の「化学農薬使用量（リスク換算）10%低減」は低すぎる。少なくとも「30%低減」にすべきである。

2030年KPI目標は、2050年KPI目標「50%低減」に比べ、かなり低いものになっている。だが、現下の化学農薬・化学肥料等が生態系に及ぼす影響、特に生物多様性の喪失の度合いはひどく、早急な対策が求められる。この基本方針案には、2030年KPI目標は、「総合防除及び有機農業の面的拡大等の推進」による対応により到達をめざすとされているが、各地には長い伝統知を踏まえ現代科学も取り入れた有機農業の蓄積があり、その「横展開」やいっそうの発展に本腰を入れて取り組めば、30%の削減は可能であるはずである。わざわざRNA農薬の開発（2040年頃とされる）を待たなくてよい。というより、RNA農薬開発は、ゲノム編集技術使用になるので避けるべきである。

(2) 関連して、ネオニコチノイド系農薬、有機リン系農薬（クロルピリホス）、除草剤グリホサート含有製剤等については、「予防原則」の考え方を積極的に採り入れ、即時、現時点で使用禁止措置をとり、慣行栽培からの総合防除・有機農業への転換を促進させるべきである。

2 ゲノム編集を含む遺伝子操作技術の禁止

「ゲノム編集技術応用生物」については、安全性・環境影響での問題点が科学的根拠に基づき指摘されており、RNA農薬と共に生態系に多大な影響を長期にわたって与えることが懸念される。

「環境と調和のとれた農林漁業」とは相いれないので、「みどりの食料システムの確立」へ向けた支援対象から外して環境調和型農業に含めないとすべきである。それだけでなく、慣行農業をはじめ、農林水産業全体において、開発・使用・輸入等を禁止しないと、長期にわたる持続可能な農林水産業の発展は望めない。

基本方針（案）では、第一の1において、15行目「当該取組の実施を容易にするための技術の研究開発や活用」の内容には、「ゲノム編集を含む遺伝子操作技術」を入れるべきではない。

同様に、第二「環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容、第五「基盤確立事業の実施に関する基本的事項」における基本的方向性、内容において、これを「除外する」ことを明記すべきである。

外国での遺伝子組換え作物の20年の経過をみても、環境面でも経営面でも問題が大きくなり、農業の持続可能性は破綻していることが明らかになっている。

3 認定事業や基盤確立事業は、大規模、「産地づくり」「ブランド化」等の過度のビジネス志向を避け、地域に人々が住み続けられる「暮らし」重視の農業、小規模農家等の参画に特に配慮すること。

生産性の向上や経営的合理性が強調されているが、「産地づくり」や「ブランド化」、「付加価値を高める」販売志向の産業としての農業振興だけでなく、地域全体において、農家自身と地域の自給を充実させることこそが、農村生活が豊かで楽しいものになるはずである。農業・農村を一体として総合的な持続可能性を追求すべきである。そのためには、「販売農家」「専業農家」の「認定農業者」に限定することなく、その地域に住み続け、ごくわずかな農地であっても農地を耕作する多

様な「自給的農家」や小規模な農地を集団で耕作する住民グループ等も構成員として認めることが、持続可能な社会につながることに留意すべきである。

4 「実施主体」として、「2人以上」「共同」「地域ぐるみ」等の要件は、地域事情を勘案して柔軟にすべきである。

特に有機農業農家は、現状きわめて少なく、いまだに点在しているのが実情であり、地域に一人で実施していることも少なくない。そのため、「2人以上」「共同」「地域ぐるみ」要件は、貴重な有機農業実践農家を支援から外してしまうことになりかねない。

また、地域でまとまって市町村レベルでの「地域ぐるみ」の取組みとするまでの理解は、すぐには進まない実情もある。こうした実情を踏まえ、市町村、都道府県を超えた「広域連携」は特に有機農業での取組みに欠かせない。

例えば、首都圏（都市部）とその周辺地域での有機給食の食材供給や食育活動、消費者への理解増進活動などについては、地域（市町村等）に2人以上、「共同出荷」「地域ぐるみ」とは別の「広域連携」の組織体としての取組みを認めるべきである。そして、こうした「広域連携」組織体は、都道府県経由の要件も超えて、農政局単位の取組みとして積極的に位置づけるべきである。

とりわけ、中山間地域においては、小規模農家が多い。そうした小規模農家が住み続け、小さくても農業を続けていることで、農地が守られ、農村景観が守られ、ひいては、下流域の農業も守られている。中山間地域の農家あるいは自治体と都市部の消費地自治体との「提携」など、森・里・海の流域に沿った取組みを重視すべきである。

以上